

出定笑語講本

四

津田文庫

文庫 1

1576

4







出定笑語講本四

御國一佛法の始めて渡りしは、たろ年が皇孫迹々杵命よ

リ三十三代の天皇命欽明天皇の十三年十月十三日小所

謂三韓の其一ツ百濟國の聖明と申する王の許より怒喇

斯致契と申す者を使と致して釋迦の銅像經論幡蓋其の

外種々の佛具と貢小献つて扱表とよつて申上るなり是

法中<sup>法</sup>最為殊勝難解難入周公孔子尚不能知此法能生無量

無邊福德果報乃至成韓無上菩提譬如人懷隨意寶逐<sup>逐</sup>所須

用盡依情此妙寶亦復然祈願依情無所乏且夫遠自天竺爰

治三韓依教奉持無不尊敬由是百濟王日明謹遣陪臣怒喇

斯契奉傳帝國流通畿内果佛所記我法東流と申上たて



010190606649



そこの天皇聞<sup>メテラフツテ</sup>已歡喜踊躍<sup>シテ</sup>詔使者云、朕從昔來未曾得聞<sup>ヒク</sup>如此微妙之法、然朕不自決、乃歷問群臣、曰、西蕃獻佛、相貌端嚴、全未曾看、可<sup>キ</sup>礼以<sup>イフ</sup>不<sup>ト</sup>ある如く、天皇命の御心<sup>ミココロ</sup>ふし如何共御決<sup>ミ</sup>ふね遊<sup>ビ</sup>して諸<sup>シヤ</sup>ろのまづはごミたり則<sup>シテ</sup>群臣<sup>シヤ</sup>へ如何ふ<sup>カ</sup>らふと御尋<sup>ミ</sup>ね遊<sup>ビ</sup>りたる所<sup>トコロ</sup>ふ其時<sup>トキ</sup>の大<sup>オホ</sup>臣<sup>シヤ</sup>藤<sup>フジ</sup>我<sup>ガ</sup>の稱<sup>ナヅケ</sup>目の申<sup>マウ</sup>さる<sup>ル</sup>ふ<sup>ハ</sup>西蕃<sup>シヤン</sup>の諸<sup>シヤ</sup>国<sup>クニ</sup>是<sup>コト</sup>ふ礼<sup>レ</sup>奉<sup>ホウ</sup>す然<sup>シテ</sup>る<sup>ハ</sup>ふ我國<sup>ウラシマ</sup>の<sup>ミ</sup>礼<sup>レ</sup>奉<sup>ホウ</sup>せぬ<sup>ト</sup>い<sup>ハ</sup>ひ<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>事<sup>コト</sup>で<sup>ニ</sup>ヤリ<sup>マ</sup>せ<sup>シ</sup>殊<sup>ニ</sup>ふ百濟<sup>ハクセ</sup>王<sup>ノミ</sup>ハ世々御國<sup>ミクニ</sup>の御厚恩<sup>ミコトコト</sup>と<sup>シ</sup>う<sup>ケ</sup>て忠義<sup>チウギ</sup>を盡<sup>ツク</sup>し居<sup>ル</sup>事<sup>コト</sup>で<sup>ハ</sup>あり若<sup>シ</sup>く妖神<sup>ヤウジン</sup>を貢<sup>コウ</sup>る<sup>ル</sup>ふ<sup>ハ</sup>御國<sup>ミクニ</sup>へ忠義<sup>チウギ</sup>杯<sup>ハ</sup>申<sup>マウ</sup>す<sup>ハ</sup>礼<sup>レ</sup>ぬ<sup>ラ</sup>中々<sup>ナカナカ</sup>左<sup>サ</sup>様の事<sup>コト</sup>で<sup>ハ</sup>有<sup>ア</sup>ら<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>依<sup>ラ</sup>て是<sup>コト</sup>ハ御業<sup>ミコトノサマ</sup>一<sup>ヒト</sup>ふ<sup>ハ</sup>く佛受<sup>ブツウ</sup>成<sup>ル</sup>る<sup>ハ</sup>よろしう<sup>ハ</sup>言<sup>ハ</sup>んと申<sup>マウ</sup>上<sup>ラ</sup>ら<sup>ハ</sup>礼<sup>レ</sup>た<sup>ハ</sup>ア<sup>ン</sup>時<sup>トキ</sup>ふ大連<sup>オホノトモ</sup>物部<sup>モノベ</sup>尾<sup>ビ</sup>興<sup>キョウ</sup>同



く中<sup>ナカ</sup>臣<sup>シヤ</sup>鍾<sup>シユウ</sup>子<sup>シ</sup>の申<sup>マウ</sup>す<sup>ハ</sup>礼<sup>レ</sup>ま<sup>ス</sup>する<sup>ハ</sup>我<sup>ガ</sup>る<sup>ハ</sup>天皇<sup>テウテウ</sup>命<sup>ノミコト</sup>の天下<sup>テンカ</sup>と御治<sup>ミコトノシ</sup>の遊<sup>ユ</sup>バ<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>恒<sup>レ</sup>ふ天津<sup>テンシン</sup>神<sup>カミ</sup>國<sup>クニ</sup>津<sup>ツ</sup>神<sup>カミ</sup>ハ百万<sup>マンマン</sup>の神<sup>カミ</sup>と御祭<sup>ミマツリ</sup>り遊<sup>ユ</sup>ひ<sup>ハ</sup>さ<sup>ス</sup>る<sup>ハ</sup>御典<sup>ミコトノミツル</sup>で<sup>ニ</sup>ゴ<sup>カ</sup>リ<sup>マ</sup>す<sup>ル</sup>然<sup>シテ</sup>る<sup>ハ</sup>所<sup>トコロ</sup>と今<sup>イマ</sup>改<sup>メ</sup>て蕃<sup>フキ</sup>神<sup>カミ</sup>と御祭<sup>ミマツリ</sup>成<sup>ル</sup>礼<sup>レ</sup>た<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>ば恐<sup>オソ</sup>らく<sup>ハ</sup>元<sup>ゲン</sup>より祭<sup>マツリ</sup>り奉<sup>ホウ</sup>る<sup>ハ</sup>天津<sup>テンシン</sup>神<sup>カミ</sup>國<sup>クニ</sup>神<sup>カミ</sup>の御怒<sup>ミコトノイカリ</sup>し有<sup>ア</sup>り<sup>ハ</sup>ま<sup>ス</sup>せ<sup>ふ</sup>と申<sup>マウ</sup>上<sup>ラ</sup>ら<sup>ハ</sup>礼<sup>レ</sup>た<sup>ハ</sup>ア<sup>ン</sup>此<sup>コト</sup>大<sup>オホ</sup>臣<sup>シヤ</sup>大<sup>オホ</sup>連<sup>ノトモ</sup>と申<sup>マウ</sup>す<sup>ハ</sup>古<sup>コ</sup>一<sup>ヒト</sup>臣<sup>シヤ</sup>の姓<sup>セイ</sup>の人<sup>ノヒト</sup>と<sup>ハ</sup>大<sup>オホ</sup>臣<sup>シヤ</sup>小<sup>コ</sup>成<sup>ノリ</sup>礼<sup>レ</sup>大<sup>オホ</sup>連<sup>ノトモ</sup>の姓<sup>セイ</sup>の人<sup>ノヒト</sup>と<sup>ハ</sup>大<sup>オホ</sup>連<sup>ノトモ</sup>小<sup>コ</sup>成<sup>ノリ</sup>と申<sup>マウ</sup>す<sup>ハ</sup>中<sup>ナカ</sup>やう<sup>ノ</sup>度<sup>ノ</sup>今<sup>イマ</sup>の世<sup>ノヨ</sup>の左<sup>サ</sup>右<sup>ウ</sup>の大<sup>オホ</sup>臣<sup>シヤ</sup>の様<sup>サマ</sup>る<sup>ル</sup>者<sup>モノ</sup>ア<sup>ル</sup>又<sup>マタ</sup>蕃<sup>フキ</sup>神<sup>カミ</sup>と<sup>ハ</sup>佛<sup>ブツ</sup>と<sup>ハ</sup>異<sup>ヒ</sup>つ<sup>テ</sup>申<sup>マウ</sup>す<sup>ハ</sup>言<sup>コト</sup>で蕃<sup>フキ</sup>と<sup>ハ</sup>皇<sup>スメラ</sup>國<sup>クニ</sup>の外<sup>ノソト</sup>の國<sup>クニ</sup>の事<sup>コト</sup>でミヤ<sup>ミヤ</sup>ワ<sup>ワ</sup>コ<sup>コ</sup>グ<sup>ニ</sup>と<sup>ハ</sup>訓<sup>ツケ</sup>ま<sup>ス</sup>す<sup>ハ</sup>礼<sup>レ</sup>バ<sup>ハ</sup>陋<sup>ロウ</sup>り<sup>ハ</sup>外<sup>ソト</sup>國<sup>クニ</sup>の神<sup>カミ</sup>と申<sup>マウ</sup>す<sup>ハ</sup>義<sup>ギ</sup>下<sup>ノ</sup>ア<sup>ル</sup>爰<sup>ココ</sup>不<sup>レ</sup>於<sup>ラ</sup>て天皇<sup>テウテウ</sup>も<sup>ハ</sup>御<sup>ミ</sup>す<sup>ハ</sup>ま<sup>ス</sup>は<sup>ハ</sup>御<sup>ミ</sup>聞<sup>ミ</sup>入<sup>ル</sup>遊<sup>ビ</sup>り<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>ら<sup>ハ</sup>す<sup>ハ</sup>



是ハ御等ヲ申す所ニある事ト仰さリ乍ラ聖明王ヲ折角  
貢つたる物を捨る事ト成るまい返されとすまい小依て  
誰ヤ此佛神ト仕一とふと思小者ト遣そよと詔有て彼  
の蘇我稲目の大臣ト其の佛像と下されたり下アル事トて  
稲目の大臣ハ跪て受て大ニ小悦び右の釋迦の像と我ハ  
家ハ安置致し向原トツ山所ト有たる己ニ宅と寺トしつ  
らつて彼の佛像と居つて禮拜致した事下アル是ハ御國  
小於て寺院の作の又佛像と置く事の姪め下アリ其寺の  
名トハ則向原寺ト申す下アル所ニ國中大ニ小疫病ヲ流  
行つて多クハ治療ヲ届らば偶活る者と久々煩ふて愈る  
事下アル爰ト於て物部の尾輿の大連又中臣の鍾子の連

の申上らる、小ハ國トウ仰うの禍のある事ハ臣等ハ申  
上たる義を御用ひ遊さす蘇我の稲目ト下されて彼れハ  
心の儘ト祭らせ給つる可故ありされハ彼の佛像と御す  
て成れて後の禍と御祈り遊す可宜しいと申上られたる  
所ニ天皇命し其奏しのみみく聞台て有司の人等ト仰  
付られて彼の稲目を建たる寺と御焼せ遊ハ彼ハ佛像  
とハ難波の堀江ハ御流棄なされたり下アル此時風雲ト無  
うして忽ち大殿ト火の災り有つたと申事下アル扱此  
天皇命の十三年ト佛像經論の奉渡つたるハ表立ての事  
實ハ是より三十年以前則ち繼體天皇の十六年ト漢土の  
梁の武帝ト普通三年の事ト則ち彼の國より司馬達等ト



申す者不渡り奉つて大和の國高市郡坂田の原と申す  
小堂と結び佛像を安置致して居つたる所を誰一人信  
する者なく異域の神と奉るべく皆あさまの賤しめたと申  
す説の有るべし

叔物部の尾輿の大連と中臣の鎌子の連との諫めと御用  
ひ有つて一先うやう小佛像經論及び其寺とさし小焼失  
ひハ致したる共此砌ハ禍神共のいら小荒び小荒ひた  
ら奉るとさく小奇り事杯と多く天皇命も清く佛と  
捨つて給ふ事とふく此明る年の五月やうて河内國茅渚  
の海より上つたる樟木を以て佛像二つを佛作らむ遊ハ  
した程の事下アハ天皇の斯く遊す程の事故其道の好め

る輩ハ尚ほ媚諂ひ佛小佛ハたる事ハハ申す下ハ不  
い下アハ

扱此天皇命の御次を敏達天皇下アハ此御代の六年と云  
小ハ百濟より經論及律師等六人と貢つたべアハ此後ハ  
度々佛の具を三韓より、らハ奉り其時の大臣則ち蘇  
我の稻目が子馬子つく佛法を好む寺と達て佛像を受  
一類りと是を弘め所ハ其十三年二月又百濟より弥勒  
の石像と獻し奉つたる所ハ蘇我の馬子其二つの佛像を  
請ひ奉て彼の司馬達等と四方小遣ハして僧を尋たる所  
ハ播磨國小於て高麗より來たる僧の先還俗して居たる  
惠使と云ふ僧を見付出一ハ馬子大臣から秋を師とて



佛道を學び又司馬達等が女の弟と云ふをそれ弟子小  
して善信尼と辨け外ふも尼二三人拵ひ其尼共と崇敬し  
て佛殿を達うつとぬくしつのため大なるけで大會と云て  
佛事を設けて彼の鬘長共小飯を食はしたる時小司馬達  
等が其齋食の中より佛舍利を得て夫と馬子小献したる  
所が馬子小夫と鐵の上小置て鉄の鋸を以て打て見る所  
を碎りんそらで又水の中小入れて見たる所が浮ぶと  
思へば浮き沈めうと思へば沈んで心の儘小成るそこ  
て馬子小信々信心と起して修行怠らす又馬子小石川の  
宅と云ふ小佛殿を作り佛法を是より大い小興りまじ  
アル然れ共此舍利を得たる始末又水小浮沈み心の儘下

あつた杯と皆坊主共の例の手妻でやつたる事で夫と馬  
子小真小受たの下アル又若くハ馬子小僧共と示合せて  
うする事の不測が有つて舍利を得たる事披露して佛法  
を弘めんとて致したるが此二つ小出ぬ事でアルうやう  
の浮きたる事と舎人親王の公然と朝廷の御正史小御記  
に成れたる御氣が知れぬ下アル扱其翌年二月馬子小煩  
ひて夫と卜者小うらなひしたる所が是ハ父稲目が時小  
祭つたる佛神の崇りやとりの事でアルそこて其台を  
天皇小申上たる所が詔小占の言小随て祭社と仰出され  
た下アルそらて馬子小彼の石像を礼拜して壽命を延ぶ  
事を祈る下アル扱是が又馬子小虚病とて卜者小言付



佛の崇りと云りて天皇小奏し夫近ハ内々竊ら小祭つ  
たる所と御許しを受てせ小は秋て祭らんとての奸術と  
見えるてアルにせむ秋ハ稻目ら祭つたる佛と物部の尾  
輿の大連と中臣鎌子の連とカ奏上小依て御捨させ遊ハ  
さ秋たる事ハ稻目ハ其佛といふ小大切小祭た人トヤ小  
依て孫佛ハ崇らるらハ稻目ら子の馬子小崇らつと謂ハ  
ふい此時ハ尾輿の子の守屋の大連と成て居ら秋たる事  
故夫小崇らつと理下アル然る小其崇らつと人小何の  
氣もふく崇らるまづ恩の有る稻目ら子小崇らるとハ横を  
つけし事下アル爰を以て馬子ハ虚病とて下者と馴  
合ひしやう小云ひしとて夫て佛を祭らんとし其の仕業小

相違ふい事ハ現り秋下アル兎角佛者共の佛法を弘め  
んとて致したる巧事小ハやうの事共ハ此後の世小も  
幾等も有つ大事下アル扱馬子小ふく詔を有て佛と御祭  
らせ遊すと直小國中いミトク疫病ハ流行して人草の死  
する者夥しく有る下アル爰小於て物部の大連守屋と中  
臣の連勝海の申止らる小ハ是ハ臣等が諫めを御用ひ  
ふく佛法を流布し給ふ故先の天皇より今の御代迄疫疾  
うやう小流行致して國民も絶んと致す程の事は單一小  
蘇我の大臣ハ佛法を興行して世小弘むる故と存しませ  
ると申上ら秋たる所ハ天皇小至極むる事トハ佛法  
を絶き一廢めると仰せら秋た下アル爰小於て守屋の大



連ハ其身自ら彼寺一行う就テ胡床小腰打掛指圖一ツ、  
其塔を崩し倒し佛像佛具と共に残らす火を放つて是を  
焼々残つた佛像ハ難波の堀江に捨て仕舞た下ア此時  
雲をくくつて風吹き雨降つたと有ります是ら如何小  
も佛法を弘めんとする禍神の心と見え下アに叔守屋  
大連ハ夫も一向驚らす雨衣と破り馬子の宿衾又馬子  
小従テ佛法小醉狂居る侶を責訶り又佐伯造御室と云ふ  
と遣し馬子の尊信する尼共と呼寄馬子の泣き目めく  
きともうまのす其三衣と奪て海石榴市といふ所小放て尻  
肩と楚下捷方所謂敵放しといふづり刑不行のしめら  
就た下アに叔守屋心持より事下アに叔守屋ハ総て日本紀小

依て申の如く此續きの文ハ天皇與大連卒愚於瘡云々  
又發瘡死者充盈於國其患瘡者言身如被燒被打被摧啼泣  
而死老少竊相謂曰是燒佛像之罪歟とあり又其兔角日  
本紀の撰者舎人親王ハ佛最負るるおうた下いつこしく  
佛の事をバおもく尊きさま小記ハ其御心故佛を  
尊信する者といふ兔角其惡き事さしや下小書とり又  
佛を賤しめたるをバ兔角惡しき事小書取きたりの下  
アに實ハいや有さず事下アに巴小夏の文杯ハ其一  
つでアに物部の守屋の大連の天皇ハ申より就叔右の通  
り小佛像佛閣を燒毀た就たる事故其崇りて先つ天皇  
と大連とハ此病をいけら就たるさ事小記されたるの下



アルより也是佛の崇りふと致せ歴史を記すの例と申すハラウウの物下ハ五い午アル其譯ハ序の時小申すやう扱此時の病ハ麻疹の始リ下アル夫ハ鈴屋の翁の玉勝間小委き考一ふ有ります扱々禍神の仕業と申すものハ総てすべふきもので此前ふと佛法の崇りと見ゆる事ハ折々見えませ夫ハ別々禍神の心下アル其謂を今即刻小申す秋ハとて初テ御聞の方々故直ハ心得とらる事ハハ五い下アル依て是ハ違々と委しく分ります若し實ハ是ハ佛の崇りト申すらハ許し置られぬ譯下アルふせと申す小佛ハ慈悲を以て專と致すべし管の教下アル已秋左様の教を立て置さるがうやハ已を信せ

ぬ者ありともふせの慈眼視衆生と云ふ如く慈悲の眼を以て衆生を見ぬの事也夫も暫く實の神の例を却て免しつて遣はさうが此時已小敵對致したる者なりつて五く外の者ともふせ悩すたふふせ苦しめたふ夫のこるらす此病を長く久しく今の世マ下小流行らしてふせ夥多の人を取殺すやう申す小執念深く崇りをあて夫つても出世間の佛の心ハ慈眼を以て衆生を視るのうイヤ甚以不埒ある汝ハ仕業イヤ不届ふる其方ハ振舞ト也何んとは是ハと言譯有るうと此様小難トたるあらハ何とす釋迦若し靈有る者あらハ結伽跣座をとりて畏まり天上天下と拵ざしとふ其手をついて恐秋入り螺髻の頭



と撥るがうこそく逃て行なぬらぬりや此時の流行  
病ハ決して釋迦の崇りである實ハ此時禍神日の神の御  
荒びるされたる時で禍神共折よく夫不出つくはせ枉事  
を成したるを佛巖頂の云い種不成たけうりの事下ア  
扱此年の六月馬子亦復奏すも小ハ臣の疾ハ重く今不  
至て愈す是ハ王宝の力と蒙らてハ治うたいと申上た  
てアハ茲不於て馬子不詔遊ハすハ然らば汝獨り佛法  
を行ふて餘人ハ決してありぬと御言有て彼の三人  
の尼を馬子不還して下されたてアハ是らて馬子ハ大ハ不  
歡て三人の尼を頂禮して又新ハ佛塔を營ていたわりの  
しつりて又守屋の功をむたハ成たてアハ扱此秋八月天

皇ハ御病ハ重り遊バて崩御遊ガたてアハ此敏達天  
皇の御次ハ橘豊日尊と申上て是ハ後ハ贈り奉つたる漢  
様の御名と用明天皇と申上る下アハ此天皇御位ハ御つ  
き遊バて其翌年四月ハ磐余河上といふ所不於て新嘗  
を御して此日御病氣ハあらせられたて宮ハ御歸り遊  
詔曰朕思欲歸三宝卿等よろしく評議致せと仰せ出され  
たてアハ其時ハ守屋の大連と中臣勝海連とハ例の如く  
御諫めを申上られたてアハ此事ハ日本紀ハ記して物部  
守屋大連與中臣勝海連達詔議曰何背國神敬他神也由來  
不識若斯事矣蘓我馬子大臣曰可隨詔奉助詎生異計云々  
引豊國法師闕名入於内裡物部守屋大連邪睨大怒とある



てアル是もやつぱり守屋大連と勝海連とを悪ざまふ書  
馬子とよまふ書取られたる文下アルるせと云ふ小  
此文小物部守屋中臣勝海遠詔と書れたる此共此時の事  
ハ天皇の御心小佛と御拜遊ウツバ事ウツ命ウツの御心小  
御決ウツのうね遊ウツバ事ウツ依ウツて御等議ウツ文ウツと仰ウツせられた下  
アル夫故此二人の臣等ハ有の儘小真の所を申上られた  
下アル是と遠詔と記されたる事甚た心得ウツたい事下ア  
ル天皇の大御言不違ふ事ハ違勅の罪と云つていともしら  
しく有間ウツしく及逆の罪小等ウツく事下アル其の文例を  
以て守屋と勝海とを記され馬子ウツる事をバ可随詎生異計  
扱ウツと是ハ馬子ウツるやう小申ウツたやハ有らウツる共其文

の勢を見ち小余人親王の其下心小守屋とふく馬子と  
巖ウツ頂ウツされたる事明ウツら見ウツゆ下アル扱ウツらやうの誠の事  
を申ウツさる守屋ウツが真實の其忠ウツ心と更ウツらウツひウツふウツくウツ好ウツ日ウツ賢  
木ウツいウツづウツの御靈ウツと天地ウツ小照ウツとウツほウツらすウツ其天目ウツの神の御子  
孫ウツたる天皇命の大宮ウツ一穢ウツらりウツくも法師ウツを御入ウツれ遊ウツハ  
されたるウツ此時ウツが始ウツめ下アル抑ウツく世の中ウツ有ウツとある禍  
事ウツ悪ウツく事ウツの元ウツハ盡ウツく穢ウツらり起ウツる妙ウツある謂ウツれあり真の  
道の趣ウツきハ清ウツきウツ上ウツ小潔ウツよく致ウツさ下ハ神の御心小叶  
いすふさけウツう思ウツ召ウツさぬ事ウツあると穢ウツらりウツ事ウツあり  
禍津日神其の穢ウツと怒ウツり給ウツふ故小御荒ウツひあり其御荒ウツひ小  
ありて禍事ウツと出来ウツる事ウツありと彼の惡神共ハ又夫小震得



て種々の枉事を行ふ妙ある謂れあり有るでアル扱鈴屋翁  
道の大意とよみ出られたる玉鉾百首の第一小節に「たゞさう  
きいづの御霊と天地小いてりとけりす日の大御神と云  
ふ歌を記されたる此譯を令んで致されたる事である其の  
よつくのさけハ大平と云ふ人を夫を註したる玉鉾百首  
解と申てあるでアル但し「ら道の元の妙ある謂  
れ下中々以て今の間小申し取らるゝ様な事であるとい  
ら初入の方や漢意の除ごらぬ衆杯ハ扱々篤胤ハ迂遠不  
事と申すを扱と思はるゝと有るでアル是ハ此方と元  
覺えの有つた事下更ハ無理とハ存トすせん只其内小篤  
胤外の事と論辨致す小ハ所謂攻撃下手とい所とく

らヤ考へて故にそあらはしめて也其の鈴屋翁が真の道を  
説いたる書と見えて實小さうであるといふ所を  
尋ねよう論議しようと思はれさ一致せハ夫で拙者  
がわらふ小申した志ハ立てアル扱真の道又世の中の善事  
ハ清浄なる事より起る謂れ之れ有る神代よりの趣を  
と思召さす馬子等ハ考へて致さす彼の法師の輩ハ人の  
真の道の本と失ひ其申す事とてハ死んたる先の事の  
ミ申立彼きたる小穢ハ「さまうと禍事恐しき事の元た  
る夜見の国の事のみ申し人の死骸あるとを朝よむ小取  
扱けひ人の嫌ひ棄たる物あるとを捨ひ着て人の餘物穢物  
を貫いたる其上穢らハ「さ未園の人中り人ト非さ



百穢者の其教と承續をりきりたふ奴と清め不清むべき  
朝廷へ召入秋ら秋生いたる叔こそ是より致して佛法倍  
盛ん小成り世々の天皇命も悲秋乍ら彼の無常の心と  
る来世を恐るゝと云ふ女々しき大御心の御出来遊え  
す秋てつづく神の御國の本の御手風とおちろ小相成り  
此間も申したる大國主神の八尋牙と御譲り遊ばされた  
る謂秋を御忘秋遊は古への猛く勇まうり大御心  
もとこ一やら其内小漢橋の悪るさうらも相交り夫ふ  
乗つて御臣別目たる人々の勢ひ熾ん小成つて朝廷の仰  
せをもとら奉るのさう射向ひ奉る輩らも中頃小多る  
つた下アは是皆元ハ佛の道と漢意とを致したる事也

是ハ只今つくりと申す述ハるく歴史の學といつて御代  
代の記録をよく讀めハ明らう小知秋る下アル實ハる也  
う小心留めり御代々の御紀と讀む時ハ覺えず聲と上て  
歎息し其書と机小差置て慨然と致して憤りと發する事  
う時々ある下アル

叔此時遂小守屋大連の深き慮と相通せず彼の法師を内  
裡へ入秋ら秋たる事故守屋の大連ハ眼と怒らハ大小怒  
るト日本記小有りまする是ハむる事下アル其時小押  
坂史毛原といふ人周章て馳来つて密小守屋大連へ申し  
まするハ今群臣御をさうり將断路と申したてさす秋ハ  
馬子が輩守屋の歸り路小待ふせり已ハ輩の邪魔と拂ハ



むとするの巧と見ゆる下アル茲小於守屋大連其  
別業阿都と申す所へ退りて人数を集められた所が中  
臣の勝海の連と衆を集めて守屋を助りむと致されたる  
うち小馬子方ある迹見赤楯といふ者竊小伺ひ寄つて勝  
海の連と殺したと有る下アル憎い奴下アル叔彼の法師  
と召入れられたる此世天皇の御病轉盛ん小お成程  
て既小今わ小お成りされ下アル時小彼の司馬達等  
子の鞆部多須奈と云ふ者の申上る小天皇の御為六の  
佛像及び寺を御造らせ程に下アルと云ふ是れも驗  
しあるて天皇におらく程に下アル是れ四月の事  
下アルとす此時の佛も何のしるしと有やせん下

アル  
其翌月の五月小物部の守屋大連馬子之輩と申忍事  
故其家小籠り居られたり私小用明天皇の御弟小ま  
す穴穂部の皇子と御位はつらんと心の甚催し有つ  
たと申す事下アル是を察して蘇我馬子の炊屋姫命の御  
言といひ立て兵を遣して其穴穂部の皇子を殺し奉り又  
宅部の皇子と申上る穴穂部の皇子と御中うつたと  
て是をも殺し奉つた下アル是を舍人親王に誅すと書  
たに甚たしい事下アルに秋にその字義を知らぬ事下  
あり秋共こや皆馬子と云ふものお心と見え下アル  
鈿屋の翁と云ふつみさういふ下志うま古一我日本御紀



の世小ありりせと詠詠たる通り日本書紀ハ實ハ結構  
ある御書物下ハある多詠共ウヤウ小きたる事のみ多  
い小依て見る毎小胸とる多致す事下アル  
扱此七月蘇我の馬子の大目勸諸皇子與群臣謀滅物部守  
屋大連とあります是より書詠よりた實ハ馬子何詠  
そ、のうた小違ハある多いでアル所守屋ハ手勢  
と率て戦ひ自ら椽の上小登つて雨の降る如く矢を放つ  
其軍強ク威ん小して馬子方の軍勢怯弱恐怖三廻却還と  
ある守屋の大連の氣丈大和魂てハ斯く有りさうふも  
の下アル其時厩戸皇子彼の聖徳太子也馬子方下此軍中小居  
ら詠て白膠木を以て彼の佛經小所謂る四天王の像を作

つて頂髪小安置成さ詠馬子諸共小若し守屋小打勝たふ  
らハ四天王の寺と建よめと誓を立て進み戦ふう小又  
彼の憎き奴らな迹見の赤搦り矢を放つて守屋の大連と  
椽の木うら射落した下アル之小依て守屋の軍小終小敗  
詠其子達眷屬と或ハ殺さ詠或ハ隠詠て姓を改め名を替  
て有所と隠したる人も有る下アル  
茲小又難波小威所在の守屋の本宅をハ則ち其目捕鳥部の  
萬と云ふ人が百人許りの勢で守つて居つたる所ハ大連  
の討死致さ詠たるきと聞て其所を引山中一隠詠て居  
たる所ハ朝廷評議有つて萬ハ逆心を以たいて隠詠たる  
事と見ゆ詠ハ其親族を攻滅すふよいと評議有つた下



アル時ハ萬ハ垢付弊汰たる衣裳を着て扱瘦憔悴たる様  
と致して弓を持ち劔を帯して獨自ら出乘たる所ハ数百  
の衛士を遣はされて取圍むと萬ハ篁の中ハ匿れて繩を  
竹ハ繫て夫を引動し吾ハ隠れたる所を惑はしたてア  
ハ衛士等夫ハ詐られて其竹の動くを見て萬ハ此所ハ居  
ると云て馳寄ると萬ハ箭を放つて一矢もむた矢ハせふ  
んだと云ふ事アル衛士等夫を恐れて近付ず茲ハ於  
て萬ハ弓を腕ハ扱んで山ハ向て走り去ると衛士等ハ河  
と夾て散々ハ追射る所ハ更ハ中らるんだと云ふ事アル  
ハ其中ハ一人の衛士ハとく馳て萬の先ハ廻り河の側ハ  
待伏せしめて射たる矢ハ萬の膝ハ中つたる所ハ萬ハ其矢

を扱て存は弓を張り矢を發ち地ハ伏して大ハ叫ばて申  
すハ萬ハ為天皇楯將<sup>トクニ</sup>効<sup>オスナヒ</sup>其勇而不推<sup>オカシ</sup>問<sup>トヒ</sup>翻致逼迫於此窮矣  
可共語者来願<sup>カニ</sup>聞殺虜之際と申たとあります此語の意  
と考へ見るハ此人守屋の大連の忠心を心とて同じく  
朝廷の御楯と成つて守り仕へ奉らんと思はる所とら  
らまふ夫とバ夫と問ひも仕給ひすやうハ責給ふ事よ  
と云はる意と聞えらるアル扱是を以ても守屋の大連の  
深ハ慮り又其その心と推量らるハアル扱軍兵等ハ  
尚ハ嚴しく射立たる所ハ萬ハ其飛來る矢を拂ひ捍いて  
尚ハ矢を飛し三十餘人を殺し扱是追と思はるう持たる  
劔ハ其弓を切折り又其劔を押曲て河の中へ扱捨別ハ差



たろ小さき刀を以て自身と頸と刺して死んだてアハ依  
て其死骸とハ段々斬て是とハケ國一散し集すべし  
と仰付ら其通り不せんとする所を雷が鳴る氷が降る  
大湯に下其上不測なる事ハ萬が飼て置たる白犬が居た  
る所を卧たり轉けたりして萬が屍の側を伏廻て遂に萬  
の頭を噛つて古き塚を以て行き並置て其の側を横し伏  
して頓と飢死してしまつたてアハこう仰うの事と思ふ小  
つけても哀れある事てアハ叔是ハ河内での事故其國の  
國司より此犬の怪しき仕業を朝廷へ奏上たる所を哀れ  
思召て官符と云つて御書付を下され御稱め成され此犬  
世所希聞也、可觀於後須使萬族作墓而葬と仰出されたて

アル是不依て萬が族が有真香邑といふ所を墓を雙起て  
萬と犬とを葬つたと有りてアル是ハ御心ある事てアル  
叔用明天皇の御次を泊瀬部若雀命と申上て後の御贈り  
参らせたる漢風の御名を崇峻天皇と申上てアル此御代  
小至りてハ尚憚る事なく馬子が輩佛法を弘め且つ其我  
儘無道なる事云ふゆり無く天皇命おし殊の外憤り思召  
さる、事多うつた事と見えて或時猪を御前へ献したる  
者ら有る其節天皇命猪を御指し遊りして何秋の時ら此  
猪の頭を斬る如く朕が妬しと思ふ所の人を斬り、と仰  
ら秋て密々不ハ其御催しと有つたてアル此時ハ大伴の  
八手子と云ふ妃ら有つて是ハ天皇の御寵愛の衰へたる



事を御恨申上て居たる所此御言を承て馬子云ひ告  
た下アル馬子が是を聞て大に小驚き計をめぐらし群臣  
とも詐いつて東の國の調ミツキを進らすを云ひ東漢直  
駒といふ奴を甚くおしつて天皇を弑し奉つた下アル此駒  
の後小馬子が女と密通して夫を露れ馬子が為小立木小  
縛り付られ射殺された下アル駒と畜生の名をいつて馬  
子と云ふ畜生の名のついた者の命をうけておやう小漢  
様の畜生の行ひを致したる故神の御罰下る有ませう  
扱馬子がうく天皇を弑し奉たる程の事下アル夫小厩戸  
の皇子と座す小うう悪逆を致したる此共誰一人夫を制  
し導く罪を咎むる者も無ひと申す小實小馬子が勢ひ小

吾れ果た者を見え下アル此時ハ彼の俗もより人の  
知て居る聖徳太子今申した皇子の事下アル重く朝廷小  
も御用ひ成され世も殊ある御量のみます事小取  
さた致し是ハ實小取沙は計り下る余程の御方小ま  
りしるうら星を御捨置遊ハされたる事悲れあり甚以  
て御不埒下アル此砌ハ外小むねくし皇子方も無くむ  
此時指古天皇未だ御位小御つぎ遊さん下入らせられた  
る此共是ハ御女儀小まじりて其御位小御つぎ遊ハた  
るのし下まり押つつけ奉つたる事下うやうの事小御心  
の御付遊ハさんしコリヤ申し奉るべき筋下るく差詰馬子  
のたがれ奴をハ厩戸皇子の罰し給ハねがらぬ事下是



聖徳太子ハ用明天皇の御子ニ其御母ヲ穴穂部ノ間人の  
皇女ト申テ聖徳太子ト御懐妊成サレテ厩戸ノ至らせら  
レテ御産ミ成サレテ依テ厩戸ノ皇子トハ申サテアル  
又上宮カミミヤト云ハ宮ノ御住居成サレテ依テ上宮ノ太子ト  
モ申サ書紀ノ生而ナマ言聖智及ト壯一ト聞十人謝能辨知未然ト  
アリ此故ハ其御名ト稱フテ上宮厩戸豊聡耳命ト申サテ  
アル扱昔イマより國ノ周ト云フた世ハ晋ノ靈公ト云フたる  
諸候ノ大夫ト云フテ第一ノ臣ハ趙盾ト云ハ有テ夫ハ  
眷属ノ者ハ其ノ君靈公ト殺リたる時ハ趙盾是ト打捨差  
置タル所ハ其時ノ記録ト記サ後ノ董狐ト云ハ者其事ト  
記シテ趙盾殺其君ト書いたテアル是ハ甚だ正ト書方

故万世ノ至ル迄史記ト記サ者ノ則ト致サ事ナル孔子  
モ此記トサ事トバトつく賞トめて置たテアル宣公二年ノ  
傳ハ此例ト以テ記サラハ厩戸皇子殺天皇ト書たレ  
ハトテ一句ト無イ程ノ事ナルコトヤトテ捨措テレ  
た事ト申サレ聖徳太子ハ馬子ハ婿ト夫ハ佛法ト弘  
め人ト成ル御心ヲ馬子ト彼是示ト合サレタル事ノ  
有ル故ナルコトヤ争フテも争ハレぬ事實ノ上ハよく  
口ヲつテ居ル然ルを佛法好ミの人々舍人親王ト始メマ  
ハラセ古クより此皇子ト賞メ立テ聖徳トシ申サたレ  
已ハ不悟レテ古ク物ヲ聖徳太子傳曆ト申テ此皇  
子ノ御事ト彼是ト取繕ヒ偽リト重ネテ記シたる



物有り世人も大らたハ善人と心得て居る既ハ漢學  
者下も太宰彌右衛門号と春臺と申たる腐儒者杯ハ辨道  
書とソハ書と著して夫ハ申す事ハ本朝ハ於て版戸の功  
ハ制作乃聖とし云ふ下ハ人ハて候聖徳太子と謚せられ  
たるも虚名ハあらハ候杯と云ひまハ是ハ聖徳太子  
ハ佛法ナリ下ハ漢風の事とも御始の成れたる故儒者  
の腐心ハ不夾と嬉しく思つての事ト也ハ其漢風を御用  
ひ成れたる故漢風ハ天皇と裁し奉つたの下ハ此太宰  
杯ハ今時の漢學者流ハ鬼神の如く恐れる儒者ト申す  
杯ハ儒者杯と申す者ハ真の道ハ不業内なる者下ハ聖徳杯  
と申すハ恐れ多し下當らぬ事下ハ但ハ漢國の聖人と

言ふハ輩も孔子を除く外ハ夫ハ上と取飾つたる  
のミハ實ハ主殺杯多し下等と思ハバサ々  
許リハ當らぬ下ハアル鈴屋の翁の歌ハ「菅上  
ハ蘇我の馬子ハ天地のそらハのうチハあまる罪人又馬  
子ハ草むすハ許得てハマシマシテ恥見セ  
まハ我又ハ恥たハ馬子ハ罪もきためサテさハ人  
のセハ何事と詠れたハハハの事實とよサれたハ  
下ハルさハ人ハ何事とハ其代ハ賢人ハ  
したまハ何事と云ハハの心ハ天皇と  
裁し奉れる馬子ハ大罪とバ罰サテ賢人ハ顔  
下ハ何事と行ハハと深く



咎めたる心下アル實ホウ不フやうのいこイコとト大事とバ美置  
て聊シカも咎め給ツぬ程の事故外ソノいイ程の功コト有アり  
ても善ヨシき行ユクひハ有アりても夫ソノ取ト不足トざる事コトでアル此  
厩ウマ戸皇子十七ヶ條憲法といイハ制目と御定の成ナれたタ多  
くハ漢様の胸ムネさサ事コト計ハりてうウるルさサくク鬱ウツとトいイハ其  
第三條ハ詔必謹君則天之旨則地之天覆地載云々欲覆  
大則致壞耳云々と書カれたタ是レハ皆漢籍の書抜詞  
ト也夫ソノ夫ソノ小チして何ニと馬子ウマコハ天皇ミコを弑シし奉マつたタ此御  
憲法の趣オモでハ捨置スらるル一ヒト事コトで不レい又第六條ハ見ミ惡ク必  
匡イサとも御書ミカキと成ナれたタるルせレ小馬子ウマコハ斯カる大逆オホギャクを犯スた  
るルと見て御匡ミサカし成ナれたタ牛裂ウシヒるル磔シバするル御ミカうケ事コトさらルるル

た是等総て漢様の顔オモはシり賢人トビをシて書カ記キ  
たはシり立派タカなるル山ヤマ賣ウの能書ノボ見ミたタやウるル事コト共ニでス  
漢の書物シヤクモノが皆ツうウでスアル又第二條ハ篤敬三寶三寶者佛  
法僧也則四生之終歸万国之極宗也何世何人非貴此法云  
云不歸三寶何以直枉と佛法の事コトをバ聊シカも宣ノボす余ノボりと  
御書ミカキと成ナれたタるル共神の御事ミカコトをバ聊シカも宣ノボす余ノボりと  
いイハ御不埒ミカマでスアルルと云イハ我ワら大御國オホミクニで天皇ミコハ  
日の神の御正統ミカマ座マ一現人神イマニカミとシ一申奉マカて其天下ミカを御  
治シめ遊アソぶ御政事ミカマコトの本ホハ神事ミカマコトが本ホで彼の順徳天皇ノボの御  
抄シヨウも先マづ神事後ミカマコト他事オノコトとシ一御記ミカマコト一遊アソぶル程  
の事コトで此事コトが關ケてハ天照大御神の御定ミカマコト不レ差シひ決メして相



濟ざる深き御謂の有る事ある小聖徳太子已命ハ其御  
子孫と座しふる其大御神の御定と御檢亂し成れて聊  
も神の御事とバ十七ヶ條も宣いぬハ何と御不持であ  
るまいる察し奉る所此御憎しきハもまじくたればらそ  
御さく成れて後蘇我の入鹿を為し其御子孫も残らず  
亡ほされて御任舞成れた下アル日本紀と讀み衆ハ能  
くこゝらハ取捨して惑ハぬやうに致さるゝ可宜しとい  
アル漢國の朱子と云つた儒者が申したる言ハ佛法渡つ  
て以來善惡の名たごひをいふと云ひまじたが實ハ是ハ  
むる事下既ハ馬子と守屋の上下も知れまじ守屋ハ真の  
道をたどり遠き慮りさハ不明なる大志臣馬子ハ天地

の間ハも入ま難い程の大罪人あると却て守屋と逆臣と  
いハ馬子とよき様ハ取成し又俗ハも釋迦ハ提婆太子ハ  
守屋杯と申すハ是朱子の申たる通り善と惡と名と取替  
たのハアルうやう申すとごあら彼の川柳の点ハ神道者  
守屋重々理だといハと云つたるやうハも思ハれませう  
が是ハ實ハ神道者流の腹をさゝるゝのうむてアル然し  
國ハよりてハ釋迦ハ提婆守屋ハ太子と守屋と實事ハ云  
ひ來る所々も有るてアル  
扱播磨國赤穂郡坂越の浦と申す所ハ大酒の社と申すハ  
有る是ハ守屋の大連の社下只一神と祭つて有ると申す  
が是ハ彼の萬杯と相殿ハ祭るべき事又心有る人ハ序も



有らば各語すべし事下アハ

叔馬子不崇峻天皇を弑し奉つて後豊御食炊屋比賣命と  
御位子つけ奉つたアハ是ハ欽明天皇の御女子で元来  
ハ敏達天皇の皇后ハ御立挂りされ有たアハ此天皇  
命後贈り奉つたる漢風の御名ヲ推古天皇と申上たアハ  
此御代の元年より二年ハ厩戸の皇子と皇太子ハ御立挂  
り又攝政を御並成れ万の政を御執り成れ此年彼の  
四天王寺と御建立成れたアハ是より致して日々月々  
年々小寺を立て佛とあやし佛を作り此御代ハ漢土一度  
度御仗と遣はされたるも皆佛法の爲に成れた事アハ  
総て厩戸皇子の世ハまじりたる間ハ朝廷の御事と十

小七八ハ佛法の事下アハ夫ハ讀みしうるさい程の事下  
アハ

叔聖徳太子ハ此御代の二十九年二月五日ハ薨じられた  
下アハ叔此太子の事と記したる物ハ夥しく有るハ皆佛  
好子の輩や坊主の作つたる物故其中實の事と有るハ  
知れぬハ其共見渡したる所ハ七八分程ハ明ハ知れた偽  
ハ故其餘の二三分ハ疑ハしく有らんアハ夫  
ハまづ太子傳曆と申てさつと六百年以前ハらの書ハ有  
る是ハ古き物故既ハ塙檢校ハ群書類從ハと収めて有る  
夫ハ釋の律関ハ元亨釋書とてある其一ハ二ハと云ハハ  
厩戸皇子ハ漢土の南嶽の衡山寺と云ハハ寺ハ慧思と云ハ



僧の再来して御國へ生れさしたのト也と云ふ事や或人  
小語つて仰せらるゝ此國へ傳はつたる法華經の文字  
の落て有る我々昔彼國へ居たる時讀たる經の其字有  
たると云て其經を取遣されたる所の聞違つて外の本  
をよこしたる故是でいふといつて或時元來違置れたる夢  
殿といふ籠つて戸をさして七日の間出らぬんたる  
所が八日目漢土で持れたる所の經を取て歸られたと  
云ふ事を國史に有る所の真の事とも取交つて記して有  
るが其慧思といふ僧の世は南嶽大師といふ高名ある  
僧で佛祖統記杯を始め其外も漢土の名僧の傳を書きたる  
物と見れば彼の國の陳といつた代の大建九年小壽が六

十三で身まうつたと有る此大建九年は神國で敏達天  
皇の六年小當つて聖德太子の五歳小成りし時の事ト也  
がコリヤと云ふた何と未だ死しぬ五年前小御國へ生れ  
来りし若ハ有らるゝ又推古天皇の二十一年十二月一日小  
片岡といふ太子の御出成れた所の飢者が道の邊へ居  
る故其名を問れたる所へ答へぬをこ下り物と給ひり  
又た物と給はつて歌を御よみ成れた其翌日人を遣  
はさ秋てお見せ成れたる所の飢者が既小死んで居  
るころそへ墓をつきて是を埋の其後數日経て道習の  
人を召れて彼の飢者の凡人とい見えぬと仰ら秋て其墓  
の所を見せ小遣されたる所が彼の飢者が窈ろ小其塚と



脱け出て彼の賜物の衣服をば疊んで其所に置いて何地へ  
の着つた下アハルそこの其賜物の衣を御取寄成れて  
常の如く服されたとの事下アハル夫を見て時の人々聖  
之知聖其寶哉と云て俞太子と惶々奉つたとの事下自  
本記ふある此事と又彼の禪家の方下尊山所の達磨が御  
國へ来たの事下云て元亨釋書杯小開卷第一小此事  
を記して有るが成程此飢人ハ云んる奴ハあるは共  
是ハ南嶽大師を附會したるよりハもつと甚しい時代の  
相違ふ事下アハル夫ハ彼の達磨が死んだる年ハ漢國涿の  
武帝が大同元年の事下御國へハ安閑天皇の二年ハ當る  
此推古天皇の二十一年聖德太子の飢人ハ達れたる年ハ

り七十九年先の事下アハル佛好まざる輩の云ふと云ふもの  
ハ大にたうんるものやと云ふと云ふハ實ハ文盲下年代  
杯と云ふとも知らん下居るうらの事下アハル又中ハ承知  
して居つて遣て居たと思はる僧杯もある元亨釋書と  
作つた名席閑杯が夫下アハル何事とも人と惑はす者ハ坊  
主下アハル余ハ是ハ准一ハ聖德太子の事ハ日本紀ハ依て  
見るふりハ夫も用心せぬと彼の佛龕負の説ハ惑ふ事下  
アハル篤亂が案ハ小此飢者のハ矢張佛法の混れ者下アハル  
と飢たる真似や死んだまはれんと云て居て異々せん  
とてしれた事下アハル佛者ハ云んる奴等が幾ら  
もある又若しくハ豫て太子の御はくは成れ下人ハ異



此佛法不信と起せんといふゆるの事と太子の御さ  
せむさ秋たも知れぬ下アル又さる悪さうらむさ秋の  
ねぬ御方下アルさうるりや天皇の太子と坐す御身小  
てうる非人同前の穢れ者小物宣ふ事さ一有る小御衣  
と賜り刺す小夾と又名返され常の如く御身小御つ  
け遊びたも何とやらんといふ事下アル  
扱蘇我馬子ハ此御代の三十四年五月八日小死んだて兄  
其死んだる事を記されたる所小性有武畧亦辨文以恭敬  
三賢と記し置れりたがちとほめ退のやう下アル事  
といふ小武畧が有たるらば守屋小あん小きたなく負ぬ  
等の事下アル扱其跡の大臣とバ其子蝦夷エミシといふ是ハ元

そといふと同一事此奴等代々ろくふ名ハつらぬ是も馬  
子ハ威勢と承継りて甚だの我儘者又其子入鹿ハ父小優  
れる我儘無道下是も同一く大臣下アル扱推古天皇の御  
次ハ舒明天皇其御次ハ皇極天皇下アル此御代の二年十  
一月小聖徳太子の御子山背大兄王と申すハ班鳩宮と云  
ふ小坐したるを其御一族と追ひ奉り悉く入鹿が為小滅  
されたりた下アル是ハ入鹿がうこくも天日嗣と奪ひ  
奉らんといふ心分有る小依て此大兄王ハ聖徳太子の御  
威光が遷つて世の人皆が慕ひ奉る御方故さてハ天日嗣  
と此王のしるしめすやう小成行らん事を忌み己が及逆  
の邪魔ふるる小依て其邪魔を拂ひんとの事下アル扱大



兄王の宅を襲ふて攻たる所を奴三成とつて者數十人の  
舎人事とも不出て拒戦ふて入鹿を大將士師婆婆連を射  
殺したる小依て入鹿を兵士恐れ引退いた下アル此時  
大兄王ハ馬骨と取集めて御寢所の家小置れ其妃又御兄  
弟方御子等を率ひて逃さしつて騰駒山と云ふ小御隠  
れ故にた下アル巨勢の徳太の目等ハ火を放て班鳩宮を  
焼た所を灰の中小有る骨を見て大兄王の死したと思つ  
て圍を解て退いた下アル馬骨と人骨と見まると云  
ふハ是もいふいつらぼうでアル爰小於て大兄王其家族  
と連さしつて飲食ともふくしん逃出たる所を文屋の君  
といふ人が勧めうやうくふして戦ひ給は必ず入鹿小

勝ち給ふんと二度近も計を申したる共大兄の王御兄  
弟ハ御聽入るく如何しも御の申す通り致したるうハ  
必定勝ちハ致すべから共一身の故を以て人と煩ハ  
又後の世小於て大兄王の爲小我ハ父母をうしるへり  
いはれんハ大丈夫の心ハ非ずと申されて御兄弟の男女  
二十三人とも小御首を縊つて終られた下アル扱々佛者  
と云ふ者ハおつ小簡をつたため下アルんといふやう  
小弱く女々しくいくちとるい死さまをさされて是下も  
佛法下ハ大丈夫朱子ハ佛法渡つてより善悪の名差ひ  
りると云つたがうやうの女々しく拙い事ハ善悪ハ  
りてよく強弱の名まで取替つて居るといふものや



るせと、いふ小戦一、必ず勝つを頼も、有りあはら、手と  
末ねて縊死する、やうな、<sup>解</sup>恠、は、業を、と、し、て、く、ま  
すら、男、杯、と、い、思、ひ、も、寄、ぬ、實、以、て、ま、す、ら、男、大、丈、夫、と、い、ふ  
者、い、う、や、う、の、事、ふ、當、つ、て、い、一、足、も、退、ら、ず、譬、一、討、死、す、る  
と、て、も、力、の、續、く、た、け、切、り、切、り、ま、く、り、扱、叶、い、ぬ、時、ハ、守  
屋、大、連、の、百、捕、馬、部、の、萬、が、や、う、ふ、自、ら、頭、を、撞、切、ら、う、腹、を  
つ、ま、ば、り、て、死、す、の、お、こ、り、や、真、の、大、丈、夫、と、も、ま、す、ら、男、心  
と、も、大、和、魂、と、も、い、い、の、下、ア、ル、然、る、を、書、紀、ハ、此、御、首、縊、り  
の、所、ハ、五、色、の、幡、蓋、が、大、空、ハ、照、灼、り、種、々、の、音、樂、を、聞、え、た  
杯、と、有、ら、う、杯、共、い、つ、も、申、す、通、り、書、紀、の、撰、者、舍、人、親、王、ハ  
佛、好、ま、す、御、方、故、斯、る、た、わ、言、の、う、ご、り、を、傳、へ、を、真、ハ、佛、信

成され、て、御、記、ハ、成、され、た、の、下、ア、ル、實、ハ、取、る、ハ、足、ら、ぬ、ミ  
だ、り、事、で、ア、ル、實、ハ、左、様、の、事、ハ、有、た、ら、ば、夫、ハ、い、う、る、る  
禍、神、の、心、下、う、世、の、人、を、惑、ハ、た、の、下、ア、ル、免、ハ、も、角、ハ、も  
鈴、屋、の、大、人、の、云、れ、た、ら、如、く、禍、神、等、の、心、ハ、よ、う、事、故、其、ハ  
い、さ、ら、ハ、日、事、共、の、有、ら、も、皆、禍、神、の、有、り、行、ハ、事、で、ア、ル、扱  
こ、ろ、う、る、不、測、り、ハ、事、ハ、有、つ、て、も、夫、た、け、の、何、一、つ、佛  
法、ハ、御、國、の、為、ハ、成、つ、た、事、と、て、ハ、あ、り、や、せ、ん、あ、と、と、考、一  
て、禍、神、の、仕、業、有、る、事、を、悟、ら、ぶ、ら、い、で、ア、ル、然、る、を、後  
の、太、子、傳、曆、杯、ハ、此、縊、死、た、事、を、好、く、云、ひ、る、書、紀、の、妄  
説、ハ、つ、け、ま、し、と、し、て、<sup>或</sup>事、ハ、<sup>聖</sup>好、く、<sup>德</sup>太、子、<sup>親</sup>ハ、世、音、の、化、身、と、也  
ら、で、此、國、ハ、無、佛、世、界、ハ、や、ハ、依、て、佛、法、を、弘、め、ん、為、ハ、と、て



生秋出ら秋たる事故元より其御子孫を遺さ人の御心無  
く又山背大兄の王と始め二十三人の人々皆権者と也  
らて彼小乘ら秋たる事故此時何秋も天仙天女と成つて  
雲小乘り西小向て飛去ら秋た杯と云つて有る下アル是  
も朱子の釋氏よく遁辞して其説を窮局し難しと云つた  
が實小其通り小違ひるいでアル然秋共さう云ひさぬ  
るせと云ふ小實小觀音の化身小まじりたるら御妻を  
も持ち給はず御子杯も無事秋はよい小まじらうや小云  
ふと彼の黄門とらり小陰謀ありと思ひ秋うらとの御心  
で杯と云ふ小御共其譯あらばうやう小たんと御座り  
成さらん不もさうさうもめゆふらばさうたんと

産に置れて斯る愛目と見せ給ふる事其本地たる觀音  
がふんとひがささかあり又太子は未然と云て  
よく先の事を三世追も鑿に悟らつたとの事下既小日  
本紀もし知未然と有りふせ夫程の悟り深き御心で座  
まゝふら彼御心を合せ給ふる蘇我の子等が為小三世  
追もよく直小其御子等の害せら秋給ふ事の未然と察し  
置秋ふんだるをうら事下アル又崇峻天皇の馬子小弒  
せら秋給ふる前生の報ひで夫故太子ハ帝ハ劔難の御  
相ある事を未然小申上ら秋た杯といふ事も太子傳小ハ  
有秋共然らば其御子等の首締めて果給ふ下相とばな  
せ示し置秋ふんだる叔々佛好むの者の取繕つたる説と



云ふしめに見る事と聞キも胸の悪く成事斗り是と思へ  
バ聖徳太子も後世の佛者共の附會を説小大ヨ小濡衣  
づいて居らる事アハ斯く佛法渡つて天皇小近大  
の有る小随つて見ればと御園乱妨の閑祖とつ  
佛下ハありません皇大御園ハ天地の開けてより彼の  
大御代迄何百年ともふく年経さぬ内小天皇小禍事の  
有らせら就たる事もふく又臣連等始の下福の者小右中  
たり如く大罪人の有り事此古一ハ俗小云如く藥小  
したくても有りや致さんて斯く拙者ハ實録の上で細々  
申事を御聞の上で猶以るの佛道と信心致さる方ハ彼  
の馬子等ハ天地不容の悪行と不屈とハ思は致す下心小

ハ各、尤と思ひ居らる事と申ても否とハ云致す事い夫  
小近頃俗の人の云ふ事を聞くと佛道とるりや成らむ  
此園ハ古ハ人が荒れてあらふんた故夫下此佛道と云  
ふ事を弘めさつたためた杯と云くらく云ふ事  
其事實が何小記して有ると云たふらバハと美話リキ  
りの音も出ハすまい然し斯く云ふまの、彼道も数年人  
人の心小深に付て居る事故小今急小直さうとてさう急  
小も直さ就まいら我ハ皇園の神の道の有難事と思  
ひ奉り彼の外道をバ退々ハでも心懸て改めらる、やう  
小致したいものハハル唐人すら過改勿憚と云たる如く  
悪事と聞たふらバ早く改むハ賢人とも又發明とも云ふ



もめでアル又悪説と思ひつゝ、も直さざれば畜生なりと方  
るといふもめでアル  
扱蘇我入鹿ハ、ウヤウ我ニ反逆の善友ニ成りそふ方  
とバ亡しつゝ、天皇の御真似を為し奉り帶劔を致して御  
前不出るんと既小佛大事小及ばんとする小至て中の大  
兄の皇子と中臣の鎌子の連と密々小種々と示し合され  
て此皇極天皇の四年六月十二日小天皇の御前小於て入  
鹿を誅せられた下アル此中大兄の王と申す前の舒明天  
皇の御子小座て後小天日嗣を知食て天命閑別天皇と申  
て後の漢風の御謚と天智天皇と申上るハ即ち此中の大  
兄の王の御事下アル又中臣の鎌子の連とソハ、後小藤

原の朝臣の姓を賜り又大織冠といハ位を賜り大臣と成  
り藤原一統の大祖とて世小も人の好好く知て居る大織冠  
鎌足公と申すハ此鎌子の連の事下アル  
扱入鹿ハ父蝦夷とも誅せられたる所ハ蝦夷其誅せらる  
る時小臨んで天皇の御代々の御記並並び小御園記又やん  
事事至り御室共と此奴大臣の事故預つて居たるも悉く大  
と付て既小皆焼失いんとしたる時小船史フネノシ惠足ユヅカといハ人  
ハあえて防いて其國記とバ取出し中の大兄の王小奉つ  
た下アル星ハいミトミ大切下アル此時此人の斯く傷ら  
すハ神代の傳トも御代々々の御事と皆蝦夷蝦夷を為小焼失  
いり、所下有た下アル、さす奴ハ古一の御典を讀人ハ此



惠尺の恩頼とも等閑小思ふつ事ハあるに何と  
蘇我の馬子以来三代實小天地の間小入祿たいた程の大  
逆無道の奴共てハあるに此後の御代を重収年を經る  
小徒てい、やましく小世小弘まり御國の費え世の害と成  
たる事ハ筆小書新テ口ハもほふむり中々以て二十日三  
十日小云ひ盡さる事ハあるにハ夫ハ善置當時  
ハ八宗と相成り夫小彼の一向日蓮の二宗を加つて十宗  
小分秋居る所以を荒々申すハせよハ御國下宗旨の始ま  
りハ三論宗ハ始めでアル是ハ彼の龍樹菩薩ハ著したる  
大論即ち大智度論ハ同く天竺の提婆と申す僧の著り  
たる百論と申すをハいと學んで義を立たるもの推古

天皇の三十三年正月小慧灌とハ僧ハ高麗國より渡り  
参つて傳つたる事下河内國井上寺ハ其元でアル  
此次小傳ハつたるハ唯識と申す下アル是ハ天竺の世親  
と申す僧の立たる筋と以て宗旨と致し彼の唐の代の玄  
奘法師ハ天竺へ参つたる砌小傳へ來て夫ハ御國へ傳ハ  
つたるハ孝徳天皇の白雉四年小河内國丹北郡の僧道照  
と云者彼の國へ渡り玄奘三藏ハ謁して是を受て参つた  
でアル此道照と云ハ僧ハ始めて火葬をけりめた下アル  
平城の右京の禪院ハ此僧の建立でアル  
此次小渡つたるハ律宗でアル是ハ佛法の戒律と申て戒  
めの事と宗旨と致して聖武天皇の天智勝宝六年正月小



唐國より鑑真と申す僧が渡つて傳へたる宗者である。奈良の招提寺に此僧の建立である。

此次小渡つたるは華嚴宗である。是は彼の華嚴經の趣と宗者として立たるものである。孝謙天皇の御代河内國の僧慈訓といふ者唐土へ渡り彼の國の賢首國師といふに出逢て是を受て歸たである。南都東大寺大安寺に此宗者ありと申す事である。

此次小渡つたるは天台宗である。是は法華經の權實と云ふ事と宗者として其説を龍樹の大論に本つけ漢國陳と云ふ時分の僧智顛といふが始め天台山と云ふを開きたる故天台大師とも云ひ又其宗を天台宗と云ふ也。此

故である。桓武天皇の延暦二十一年、近江國滋賀の郡の僧最澄といふ者彼の國へ渡り天台山國清寺に至りて智者より七代目の道邃法師といふ小徒に其外時の名高き僧小徒て真言の秘密とし之を受其道の真意を極の其歸つたる年、延暦二十四年である。板比叡山の延暦寺に此僧の開基である。後小謠号を下されて傳教大師といふは此也である。

此次小渡つたるは密宗である。是は所謂真言宗である。其元の起る所は元來釋迦の秘密として普く傳へず金剛手菩薩といふ小傳へたる所を金剛手是と南天竺の地の鉄塔小藏めり置たる所を神之を守り數百年有つたる所を



世小傳のるる時至て龍樹菩薩芥子の實と擲付て其麻  
さりと開きたは秋バ今の三部の密經を出たると申す然れ  
共是ハ偽り託しし事下實ハ此間申す通り三部の經  
ハ龍樹以後の人の偽作致したるものハ相違ない下アル  
扱は秋を天竺の不空三藏といふ持て來て漢土一渡つ  
たハ唐の玄宗の開元七年の事下アル扱御國ハ傳ハつた  
るハ此前提教も受て來たは秋共其委しき事ハ讚岐國多  
津郡の空海といふハ桓武天皇の延暦二十三年則ち唐の  
德宗元二十年ハ彼國へ下つて不空大廣智三藏の高弟慧  
果阿闍梨といふハ出逢て殘らず學び盡し平城天皇の大  
同元年ハ歸て來た下アル此僧大ハ小密宗と弘めて高野

山と開基致し仁明天皇の承和二年ハ入滅致した下アル  
此後延喜二十一年ハ弘法大師といふ謚号を下された下  
アル  
此次ハ渡たるハ禪宗下アル是ハ彼の此間申したる所の  
楞伽經といふを元として心性を悟る事を宗旨と致し又  
以心傳心教外別傳不立文字直指人心見性成佛といふの  
義を立て夫を漢土一傳へたるハ梁の武帝ハ普通元年の  
事下アル其來たは秋ハ僧ハ名ハおハ達磨下アル所ハ武帝  
ハ名ハたハる佛好ま下夫故ハ國を亂したる程の王でハ有  
たは秋共達磨といふ所ハ武帝の夫近心得たる趣とハ違  
ハ故氣ハ入らぬた下アル之ハ依て達磨ハ魏の國と云



一行て少林寺といふ寺の壁に向つたさり九年居て死ん  
たと云ふ事てアル此宗ハ以前傳教大師が傳つて来た不  
秋共早く亡び失せてあつたる所を備中國吉備津宮賀陽  
氏より出たる僧小紫西といふ有て是ハ御國小在りと  
有る所の諸宗と學び盡し六條天皇の仁安三年南宋の孝  
宗が乾道四年小漢土へ渡り彼の天台山へも登り修行し  
彼是佛書と得て歸り其後後鳥羽天皇の文治三年の夏亦  
復漢土へ渡り夫より天台一行て釋迦の古跡を尋ねんと  
したる秋共佛の本國ハ皆佛道ハ亡びたるよしと聞て大  
母小力と落し爰小於て唐庵の敝禪師と云ふ小從て禪宗  
を學び勤むる事三年彼の國の紹熙二年といふ年の秋既

小還らんとすも時小及んで敝禪師より達磨以来嫡々相  
承の傳來を盡く附属し來て歸つたる年が後鳥羽天皇  
の建久二年の事てアル扱大い小彼の單傳心印不立文字  
教外別傳直指人心見性成佛の義を弘め元より此紫西ハ  
才辨拔群の者故其頃の僧共を盡く云ひ伏せて思ふに儘  
小此宗を弘めたる下アル其禪宗カ輩此紫西と始祖といふ  
と尤も事下アル此宗を分つて臨濟曹洞黃蘗此下々々二  
十四派小分る  
此次小起つたるを念佛宗てアル又淨土宗ともいふ是ハ  
美作國より出たる僧源空といふ始めて弘めたる宗有  
下是のよ人知て居る通り唯々一心小弥陀の名号と稱へ



た小致せば罪有りと罪無りと皆極樂といふ結構ある國  
一生執るよりを勧めて其有と致す經ハ阿弥陀經トアル  
此源空元來ハ天台宗の僧ト有つたり所ハ晚年ハ慧心僧  
都の往生要集といふ物を讀下爰ハ於て夫近學んたる所  
と捨て此趣ハ替たト申す事トアル扱此僧の念佛宗ト弘  
めたる年ハ後鳥羽天皇の御代より土御門天皇の御代の  
ほどトアル  
之ハ小次下親鸞といふ僧ト出で是ハ源空ハ一心專念彌  
陀名号の宗旨を奉と致して大ハ人情の免う難事  
を察したるハ肉食妻帯の宗旨を始めたアル其ハひん  
たハ或日夢の中ハ觀世音ヲ見えて親鸞ト告イ行者宿報

設女犯我成王女身被犯一生之間能莊嚴臨終引導生極樂  
と論したると披露したるとわ下アル是ハ觀世音陀羅尼  
經といふ佛經ハ女犯の愆と五辛と云て蒜の類ハ総て  
まらさせ物を喰つたり時杯ト稱する呪文ハ有る故夫  
ら思ひ付てさやうの偽言と云たものと見え下アル一  
向宗ト申すハ是トアル順徳院の建曆年中より此宗を弘  
めた下アル親鸞始ハ慈鎮和尚の弟子トシテ天台宗トあ  
つた所ハ後ハ源空の弟子ト成り善信坊綽空ト名付け其  
後親鸞ト改めた下アル  
之ハ小次下出來たる宗旨ハ彼の日蓮宗トアル則ち日蓮と  
云ふ僧の始めたる事ト其宗旨の趣ハ天台宗の法華經を



本と致して夾小一念三千又止觀抄と云ふ儀を取て我物  
と云ふ吉田家の神道を習合致して妄り小大言のミを放  
ちあちが中ちと文盲千万ある宗旨下アル此僧の自ら記  
し置る書小日蓮の貞應元年壬午安房國長狹郡東條郷の  
生也とも又日蓮今生小貧窮下賤の者と生れ海陀羅の  
家より出たりとも記し置た小依て此上と無き穢らひ  
き者の子と見える下アル此僧のいひ置る事共と破つ  
たる書ハ禁断日蓮義挫日蓮破邪見正記四度宗論記杯と  
申物ハ何れと七八分ハむある事下アル彼の宗の者共と  
一々夫小返答を致してあるり秋共只大聲と上て申た汁  
見事小返答したりと見ゆるハ更ふとありやせん下事

と明ら小辨まゝなる人ハ日蓮宗ハ天台宗の虫喰一向宗  
ハ淨土宗の虫喰山伏ハ真言宗の虫喰トヤと申すは是ハ  
相違無い下アル殊小此三ツの物ハ神とハ卑小めて皆佛  
の下司の如く云ひ成し扱ふ不埒ある者下アル夫と具  
小申たの分今日ハ先づ措きて序小申ませう扱うやう小  
諸宗と分るやう小成たるハ先小申する通り総ての経々  
が一部一冊として釋迦の真の物ハ無く後人の思付と以  
次第々々小偽り作つたる物ある事と辨まへず其諸宗の  
祖師共が管只小釋迦の真の物トヤと心得て之を信ト又  
稀小ハ其真らぬ物ある事と悟つたる者と有る様も秋  
と夫等ハ又彼の負し魂小之と守て俗小云ふ真の物一蓋



とすやう小之を取繕ひ彼の經のとりく小有と云  
ひ無と云ひ諸法實相と云ひ秘密と云ひ彼是其經々と作  
成る者の思ひく小云たる説共と右諸宗と始めたる祖師  
達を正心するたる經小依て宗旨の本意を立たる  
小依て右の如く諸宗小成たため下アル然れ共爰小を  
しき事のあるはうやう小諸宗小分つて各々其立たる趣  
意をいふ違ふやう小覺え思ひたるは共是ハ末のい  
さうの枝葉の論計り違ふので其ある詰り極意の所  
ゆくと諸宗を皆一ツ意小落て先夜申たる楞伽經の者則  
ち彼の經の文小即一切法唯一真心一念不生即是佛と云  
ふ小依て立たる禪宗の者たるまづ所謂以心傳心不立文

字直指人心見性成佛といふ見性活心といふ説小の  
らう下アル夫ハ諸宗を一々申すといふ事故其申せ  
小多人有て其宗旨の者も人の能知て居る真言天台淨土此  
三の宗旨下云ふらうハまづ真言秘密の宗旨の極意ハ先  
夜も申す通り彼の所謂光明真言ヲニアボキヤベイロシヤ  
ナアマカホタラマニハントマジンバラハリ々ヤウ  
とといふ陀羅尼を唱へて一切智を得るといふ極意下  
是ハ天竺の辭の儘で翻譯せず彼の宗旨でハ此真言の譯  
と説く秘密ヲ一ツ決して其譯を傳へぬ故彼の宗と真言  
秘密の宗と云ひ又密宗とも云ふ下アル但彼宗の法師共  
ハ決して人小傳へず秘して云はずとも此方と眼が有る



故天竺の詞（ヤ）と云てそより分らぬ譯でもふいより彼の  
宗の者一對してハ氣の毒あがら其譯と荒々申す先口ヲ  
シと云ハ歸命（タ）と云ハの義アボキヤと云ハ不空と云  
ふ心ベイロレヤナウと云ハヒルシヤナと云ハ同ト  
事ヲ翻譯すハ光明遍照といハ事又大日と云ハ義も  
あります又マカボタラと云ハ決定といハの心マニと  
いハ如意と云ハの義ハトマと云ハ蓮華といハ心  
じんハラといハ光明といハの義ハラハリタヤといハ  
ハうつらと訓む轉の字の意ゆと云ハ菩提心といハ  
の義たまづらやうハ一々天竺詞ハ字を當て置て扱是を  
漢文ハ作つて見ると歸命（タ）大日決定不空如意蓮華光明轉

菩提心といハ事ハ成る下アルうやう致す事と翻譯と云  
ふ下アル此心ハ何の事とるく大日佛と一（心）信仰すハ其  
驗ハ決定とて空（ハ）す意ハ儘ハ一切の事成就  
て蓮華の臺ハ座して光明發して菩提心ハ轉するといハ  
意下アル轉菩提心とハ則ち佛を成して即身成佛するとい  
ハ事下アル扱真言僧のいハ事ハ此光明真言と約むハ  
ハアウの二字ハ約まる其アウの二字ハアの一文字ハ約ま  
ると云ひます是と大造秘する事ハう只うやう汁り  
云つてハ其約まると云ハ譯ハた事ハ知れぬといハ  
不礼共是ハ総て音といハのハアハ始りて其アといハ聲  
ハ咽の真中うら外ハ障ハす人丸ハあり出る音下口と



大きく開くねば出ぬ聲故不是と開音といふ下アル扱其  
咽より出る音と口とすばめ合せていふ時ハウと成る夫  
故此ウと云ふ音と合音と云ふるは唇を合せねば  
いぬ音トヤ小依ての事下アル扱物云ふハ此口を開  
くと合せると下出来るもの故右の光明陀羅尼を唱る小  
も口を開き口と合せていひ言さるす小依て夫と約むれ  
ハ口を開いたアの音と口とすばめたウの音と云ふ本トヤ  
小依て此アウの二字小約まるといつたもの下アル又其  
アウの二音アの一字小約まるといふ故ハ總テ諸の音  
ハ盡くアガ始リテ其アガ始リトヤと申す故ハ音ハ咽よ  
り出るもの故其咽より出る始めハアの音ありてハ出す

是ハ各呼試して知るがよ下アル扱其咽より出るア  
の音ハ唇舌歯喉牙と云う小口の内此所彼所ハ觸て諸  
の音からハ不出来る其一口二口と申さるはマミム  
メモ之を唇の音といふるは唇下りめららの事ト  
アル、ラリルレロ之を舌音といふるは舌でいふ  
ら下アルまづやうの譯ハ其本の音の出所といふ  
ハ咽より出るアの音ハ本トヤ小依て何の音でも其本ハ  
皆アの字小歸する譯下アル夫故此アといふ音と母音と  
いふ夫ハ此アの音から諸の音の出来る所からやうと母  
の子を生むやうトヤ小依て申たもの下アル真言僧の申  
すウニ下アルの一字小約まるといふハ此譯下アル然れハ



光明真言不限つて、やう約するやう申すのハ愚らふ  
事下アル事せむ事ハ諸方の音と、いふものハ右申す通り  
の譯故何の詞下も本の母たるアの音ハ歸するハ同ト事  
下アル夫と此真言不限つた事のやう云て人を感とす  
テ真言僧夫不感とて真不さうと思ふハ音韻の譯  
と知らぬ、うの事下アル此方ハ其手トやいふん下アル  
扱此真言と唱一アの字を觀じて座禪するのを真言宗の  
阿の字觀と、いふ様ハ阿字觀座禪するのハ何の爲トや  
といふハ彼の毘盧舍那佛則ち大日と感得せむ爲下ア  
ル然らば其大日といふものハどこ不居て、いふもの  
トやといふハ則ち座禪を致し眼耳鼻舌心意の六根を清

淨して自心を悟り發明し磨き出きたる其自心と毘盧  
舍那佛といふ下アル其毘盧舍那といふ言ハ右申す通り  
光明遍照といふ事不成る又大日といふ言ハ義と成る  
譯ハ光明を遍く照す所なりやうと日輪の世間を普く照  
すやうするもの故大日と云ふ意ハしる下アル但し光明  
を普く照すと雖も悟れハ其體ハ左様ハ光るといふ譯下  
ハ不い自心を悟て大智を得るハ依て何事ハと普く行日  
なつて明不成ると云ふの徳を褒めて申たもの下其徳ハ  
至た所を菩提心と得たるとも佛不成たとも云ふ下アル  
則ち大日經ハ菩提謂知自心と云ひ金剛頂經ハ一切衆  
生有薩埵爲貪瞋癡煩惱縛故輪迴六趣と云ひ尚ほ此外



ふしうやうの類ひの語が多く見えて且金壺集といふ者  
杯ふし夾佛法遜ふらうす心中やして即ち近し浄土外ふ  
る身と捨て何ふら求むんと云ひ又此真言と唱ふる清  
浄心が即佛即浄土あり必ず外ふ求むべからず唯心の殊  
陀己身の浄土といふは豈ら執ふあらずやと有る是は其  
宗者の僧の書た物故別して篤流が申す事下アル叔爰小  
禪宗の本旨たる直指人心見性成佛と云ふ意の諸ろの經  
經小見えたる文を一二ニソ云ひ先の華嚴經云遍諸十  
方求成佛不知身心久成佛般若經云知我心者即身成佛又  
云於内外法心莫散乱遺教經云縱此心者喪人善事制之一  
處無事不辦法華經云唯佛與佛乃能究盡諸法實相實相者

即念自性天真之佛云々執持名號一心不乱同疏云是為一  
經要旨云々此一心即達磨直指之禪也其抄小ハ一心  
者專住正境也禪不乱不生忘念也大日經云何菩提謂如  
實知自心云々杯有てあはら皆直指人心見性成佛心也叔  
禪宗小皆占らる事ハまづらした譯トヤといふ小天  
竺小ハ彼の佛法より外道と括りたる婆羅門の輩が唱ひ  
來たる道が有て其道の趣意を元來治心の教下アル所ハ  
釋迦ふ出て其言種らる大造り執共ニヤ皆先の婆羅門と  
押付らふら為ふ云つた事下アルワリヤ所謂方便已執が  
修して人ふと勸めら所ハ矢張治心の修行下アルふせと  
りふ先づホリケといふハ佛の字の和訓のやうふ人ハ



思ふて居るは我共佛とソビ又フトとソビと同一事下夫  
一ケの字を添てソビ計りやつはり天竺の語下正しくハ  
佛陀とソビつた事下アル夫を翻譯す我ハサトリとソビ  
覺の字の心と成るます我ハ天竺の佛又フト又ホトケと  
ソビ語ハサとつた人とり事下アル夫ハ翻譯名義集と  
云ハ物ハ佛陀此云智者覺者と有る事下アル其覺つた人  
と成るホトソ修行するとりソ心を磨き上げねばなら  
ぬ其磨き方ハといハ心を活めて見性するのハ修行下  
見性と云ハ何るむつうソソ聞ゆる我共何の事  
とみる性と見付ると云ハ事下其性の字ハ中庸ハ天の命  
と我と性と云ハとある性の字下御國の訓を付ると云ハ

ウマレツキと云ハ語下アル其生れつたを別る性と別ち  
皇産靈神様ハ人のうらたの出来り此ハソ賦りつけさ  
つたもので削るホト削られ洗つて落ぬと云ハ人  
の眞の心下アル夫と死んだ上ホトケと云ハと思つて  
ハ大キ小違ひますホト惑りぬやう小成れませ夫故漢人  
ハ此字を製るホト心と云ハ字を篇キテ生れると云ハ  
字とつくり不付たりの下アル人其生れ付つたる  
眞の心と云ハものハとんるものトヤと云ハ小親と敬む  
妻子と恵ミ富貴と願む悪きといやう善きを好むのハ  
則ち性下人の眞の心之不反して居るあらハソリヤ度と云  
ふもの下常小差つて居てハ人の道とハいる我ハ世人扱



うやうよまづ性の字の字義と突撃し詰め又佛と云ふ天竺語をサトリと云ふ覺の字の義ト也といふ事を知てそ  
らで見性成佛といふ語を解して見ると云んと削つても  
削れぬが性下人間の眞の心トヤといふのと見付てそ  
こで明らぬたのを覺た人ト則ち佛トヤといふの心下ア  
又そのこと左様ト見るとハ小刀細工の理屈を云つた書  
下ハ知れず直下人の心を的ト考へぬハ知れず得ら  
れぬ事故爰が則ち不立文字直指人心と云ふ語の所デア  
此不立文字の事ト諸宗ト彼是申すハ此是ハ達磨ト  
つらりと諸經の意を得たる上下申した事ト夫と一ト二  
ト申すハ法華經ト諸法寂滅相不可言宣と云ひ大般若

經トハ第一義無有文字と云た事ト有るトやうの文がま  
だ有すト云ふト達磨の語ト諸宗ト破られぬ譯  
下アル叔禪家の立言したる不立文字直指人心見性成佛  
といふの義と解て見ると斯の如くありト云ふト云ふ  
修行する意味合ト云ふト居るト其立言の面白い計  
り下既ト云ふトの言と云ふトめたる達磨と始め又元祖ト  
仰々釋迦法師其外の名僧智識と叫れた程の僧共誰一人  
と致して其行ハ此通りト云ふト云ふト云ふト見性成  
佛ト云ふト云ふト云ふト僧ト成つたト相濟せん妻子を  
持たず親を捨たず相濟す汚い物を捨つて着たり乞食を  
するの氣不入らぬ其譯ハ云ふト云ふト云ふト直指人心の



諸の通り直小人の心と的なりて考へ尋ねても悟るの事  
是れ真の悟りと云ふもの之を佛語下いそやあらは直悟  
人心見性成佛下アル若し之不及して居る事ハソリヤ悟  
り下と何下ともい然るをせの禪學者道學者杯ハ輩  
其生れつ子の心則ち所謂性小親妻子を忌憚つて其れい  
る物より穢れた物といふやうな心は元々有ら  
あふコリヤ十人ハ十人なごう有やすまい人小無れれハ  
釋迦と達磨とそんる心ハ有い答トやふあんとも其生れと  
つうす尋ねた所なるいとせぬぬちけ事無理ハやつて  
見性したと云れうが成佛たと云れうがイヤ中々以てさ  
うハ云さぬ釋迦や磨ハ見性しせぬハ悟しせぬ其見性(法)

た悟つたと思つて居たのハ其生れつらぬぬちけ事を  
考つて夫をば無理ホしてやつて居たのを見性した成  
佛したと心得たもの下アルコリヤ真の見性真の悟りと云  
ふもの下いそく不見性不成佛といふものトやそんるら  
其真の悟りと云ふものハとクたりのトヤと云ふハ彼  
の石の上小すわつたり壁小向つてふらん下居たりや今  
やつて今出来る一向無造作ふものハ此悟り下アル及ハ  
何の事も無く人間の生れつ子則ち謂ゆる夫が性下夫小  
及してそらものと分別して親を慕ひ妻子をいつく  
しみ彼の七情と云ふ生れつ子の真心も其程を小動く  
のぶユリヤ人間のあたりまへと云ふ事を見つけるの事



即ち見性又其親と教ふ心と以て君子仁一妻子を惠む心  
と他一及ぼして人と交り奴僕を憐む彼の七情とりの  
真心を横さ道一踏さぬやうにやんと明らめ覺えるの  
不之不即ち真の悟りと云ふもの之不真の道とりのもの  
不釋迦や達磨をやつた所ハ之とい及ぼして居るに悟り  
てもある秋ハ道下もふい皆彼收等がつとめては秋とや  
り夫と悟りと云ひ觸して後の世まやを惑はたのトや  
若又彼收等が實以て其徳の心より情慾を離れ親妻子を  
何共思ひ汚るゝ物や貧窮を好まざる有たといふも  
ウリヤ真の道真の心と背りて居るより則ち度といふ物  
で常を以ては諾ら秋ません云ひん人小くして人小非す彼

収が所謂人非人トヤと云ふは彼収を最員の輩の云ふ事  
と好く知れて居る佛ハ出世間出三界と云つて心も骸も  
此世の天地の外へ出して居る故親と別の者ト也夫故此  
神の例や此世の凡人の上を以て云ふは事ト也夫故此  
と云ふは夫でハ彌佛といふ者ハ此世の人間外収不違ひ  
ふい夫を此世の人間を弘めるハ何のたに事ト也出三界  
出世のと大さふ事を云つた秋バとて此天地の間小生れ  
来てハ此天地の神の支配ハ脱けられす夫故此世の人の  
心も亦くあらぬ夫を亦く成つた顔小化けて居るのハ佛  
法トヤウリヤ是を始めた釋迦さ一そうだ愛憎と云て愛  
たり憎んたりする心を止めよと云たり秋共已不道の



外あるを憎み賤しめ妻も三人子も三人持たず是を愛憎  
でなくては人にも愛憎なく人の情の元たうら外も煩と今  
の人間とせしも愛つた事ある年長けたれが皺を穿つ  
たり死ぬ時と生地を去るなり骸が痛いの水を呑むたい  
のと哀る様ふ云たてき鈴屋の翁の歌ふ事もあるわうれ  
し悲しと時々不動心なる人の真心又動くこそ人の真心  
動う事といひてほらうらふ人の石木ふと咏れたるも好く  
思ふふよりの下アル然る今この世ふも禪學者も也の道學  
者も也のと云ふ輩うやうの譯をが叱りも致さず胸の  
ぶらぐ成る事計りやつて居る是は年頃日頃うるさく思  
つて居つた事故今日に好む序たうら申しませる不此輩

佛の真似して心法悟道といふ事を者も致し如意又拂子  
杯いふとて居間杯は飾り或はしや下構へ杯して分り  
とせん佛経杯を讀み悟道に入て天地の氣と一口ふ成た  
と云て嬉しく悲しい事な有ても夫をさうとも思わぬ  
顔も見せ免角せの人と衆生凡夫と見下して何事も命も  
さつをり惜くふいゆるふ顔をして居るふ是等ハ嘘証  
樹ふハ煩ふとやつをり醫者ふらり又中ハ悟りさへ  
す秋ハ藥を呑むんでと病ふるほら杯と云て居る者もあ  
るふ是等ハ病ふふ藥を呑と見える下アル又元より悟つ  
たつら下實ハ一ツ登くらうて居るがう乞食の真似と  
物貫つて歩いたうして免角せの人と衆生凡夫と見下



して何事も心法悟道云ひ終らして放屁のやうな理屈  
と付けて夫下も少し風雅の情のありり予してありて腰  
折歌や發句位又ハ悟道まじくらの大口漢文杯と書け散  
し月花をのめたる歌文少し例の心法悟道の意を交へ悟  
らむく人少し誇り物小執着せぬといふ事ついで自慢  
下譬ハ月花を見てもあらず目小見て好い花ト也好い  
月ト也任云て置てアル花のうるすといふ目をつくる  
らハ夫より女の色香をばるは見えうるものやハ夫ハ  
一向小見ぬ顔をして居るやアル又中ハうまい物とう  
申しといふ云つ夫ハ底にうさうさと思へハ拙者ハ  
子供の時小人と戯れ小川柳の口真似を申した事アル

夫ハ悟道者ともう瓜よりハ鰻食ひする世に我が心法悟道  
小入瓶ハ愛憎もるくまると云ふ事ハ世にうさうさハ有  
りしといふもの中う下揚力冬瓜より鰻の方とたんと  
喰ふ下アルさす秋ハ青いと青くあいな分ると見えるで  
アル又此輩の死ぬ時杯をうい下アル大なるたハ日頃  
のお化を爰下ハ是非ありさす中ハ死ぬ下化して居  
る者有り又此輩死ぬ時小辞せと云て悟り嗅ひ事を發  
句ハ何う下是非云ねばあらんと極めたうち不可笑しい  
下アル夫ハ人小知らさす豫て作つて置て今わの際小今  
作つた顔下人小見せ夫故其悟道先生をまゝ頓死杯と  
し跡下何うと片付ると料紙の箱に紙入小夫ハ有るら



ら頼と辞せし差支一が不いさあ死んで後ハ同腹中のお  
化けを相寄て悪口云一バ嘔吐を發するやうな事共  
を傳小作つて彫付るまづ禪學者道學者杯云し者ハ此位  
ある者下アル然共何らちよこた小しやべる者故兎角彼等  
が云し事とバ人ハ真の事と思つて信するものやが  
どしそ彼奴等が云し事とバ絶て取上ぬやうな仕度いと  
の下アル實の所ハ彼等の學問といふ物ハ博く書物を讀  
下真の事を知る程の働もよく然共少々ハ生ちよ小夫が  
有る故小ちつと計り見嗔り聞ちつてそら下右の通り  
のふんを真似して悟り嘆ひ事でも云て居ると俗人ハ驚  
くうらする事下アル夫故此輩ハ真の學問でもした人小

きめられると云の云ひ通れハ禪學下所謂る不立文字と  
云し言と孟子が云た盡く書を信せば書無はふしらすた  
りし言杯とバよく記憶して何ぞといふとは是を云ひ出  
て通れるもの下アル叔佛法の趣釋迦の教といふ物ハ  
此通り人の真の性不度つて居る事故其弟子と成りし奴  
共下すら彼の阿難を始め女犯杯をやつた者も大ぶ有る  
人情小背いてある證拠ハ此間申したる通り釋迦の死  
んがと聞くと直下其弟子共が是らうハ此方を訶制する  
人ハよくて氣樂しやと云て悦ひあふた程の事夫故今の  
坊主共杯ハ女犯ちやらぬ者ハ頼とあるまいコリヤ頼小  
るまの無い事故知れぬハ位高僧等の頼好ハ小姓と



置いて男色とさるゝと見ても其以下の坊主共ハらるゝ  
女犯とやる事なく知れり下アル今の世でハ僧も男色  
とバウ生々ぬやうに成てあり共色小そ煩悩の起  
る心ハ同一事ヲ釋迦の男色ハるゝうふいと云つた事  
ハ何の経にも見えハ女ぬ今を去る事十二三年前小江  
戸の遊所坊主をたんとお捕成候ほうづとさうけた  
やうに日本橋の晒さ秋た事不有たる其時ハ拙者と未だ  
御國學杯とさるゝと委人ハ知らぬ時下扱々憎々坊主共ら  
る杯と云ひつゝ見たる其後一人の士が未だ我が古の  
真の道と地におちぬ有難ひ事しやと云ひしハた其時  
ハ何の心もななく聞て居た今思ハハ云々<sup>コトヲ</sup>扱らそ親

鷹杯ハ此所を噴つて肉食妻帯の宗旨と云夫したる事と  
見え下アル何ハともあ秋人の真の道とたたりたといと  
思ふ人ハ佛法ハ迷ハぬやうに教したるものハアル守屋  
の大連の語ハ何背國神敬他神也と云ふ秋たる事又鈴屋  
の翁のいほくつゞき神等おきて外國のけしき神をらいつ  
く諸人と詠秋たる事と忘秋ハやうに教したるものでア  
ル然秋共夏ハ心得づ事ハ今やうに天の下ハ私にり  
て彼の切支丹の駭び以來此坊主共ハ宗旨を改めさせ変  
死を御吟味するらんが為今ハ上よりの御定めと成て  
居る事故如何程いやと思へてコリヤと云ふもさうぬ  
事又先祖の墓と守らせ置事故其心しうびをて其今



相應小坊主とと扱ふべき事共々右小申したる事共々人の  
の惑ひと解く計り迷ひぬやう小と申す下の事アハ鈴  
の屋の翁の常小云ふ就ます小ハ學問するハ道を明らめ  
るの下妨々是ハ道あらぬ事杯云ひて上よりの御定をも  
とくといふ筋でハあいとあ就やら就やの書小記して置  
ふ此歌小とやもくも時の御令小そむうぬ不神の真の  
道小ハありりる時々の御法令も神の時々の御命小ハあ  
就小いいうたうそむ又今の世ハ今の御りりをうみ  
て異しり行ひ行ふゆめ杯とともむ不置；就たてアル  
以上

出定笑語講本四終大尾



